

倉吉市宮川町188番地9
特定非営利活動法人 未来
理事長 岸田 寛昭

平成17年7月8日付けで申請のあった特定非営利活動法人未来の定款の変更については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項により準用する同法第10条第1項の規定により認証する。

平成17年10月31日

鳥取県中部総合事務所長 山本 光範



記

定款変更の内容

表決権等について

第29条第2項

やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、電子メール等をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

認証にあたっての注意事項

貴団体から提出された定款変更の認証申請書類のうち、定款第29条第2項において、「やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、電子メール等をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。」と記載されています。

しかし、現行法上、総会に出席できない社員は「書面をもって」表決をなす（特定非営利活動促進法第30条で準用する民法第65条第2項）とされており、電子メールは「書面」に含まれないものと考えられます。上記定款にいう「電子メール等をもって表決」する方法としては、電子メール等を受信したパソコンからプリンターで印刷し、電子メール等の内容が印字された紙媒体をもって表決するものと解し認証いたしますので、今後の貴団体における取扱いにおいてご注意ください。